

帯広市飲食業経営継続支援金

申請の手引き

当支援金は、飲食業を対象とした支援金です。令和2年12月31日までに開店し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年11月から令和3年2月までの期間の任意の月の売上が、前年同月比30パーセント以上減少した店舗を運営する法人又は個人事業者が対象です。

帯広市への申請方法

【申請期間】 令和3年4月1日（木）から同年5月31日（月）まで ※消印有効

【申請方法】

申請書類を次の宛先まで郵送してください。

（宛先）〒080-0010 帯広市大通南8丁目1-1 太平洋興発ビル1階
株式会社新生 飲食業経営継続支援金係

※封筒に差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

【問い合わせ先】 帯広市飲食業経営継続支援金コールセンター

（電話）0155-67-0027

（受付時間）平日の午前9時30分から午後5時30分まで

※郵送のみの受付とします。（郵送料は申請者にてご負担ください。）

（下記宛先を切り取り、封筒に貼付するなどご活用ください。）

※簡易書留での郵送をお勧めします。（普通郵便で申請した際の配達トラブルにより申請書が届かなかった等の場合でも、申請期限の延長等、個別対応はできかねますのでご了承ください。）

※感染リスク回避のため、持参による申請はご遠慮ください。

〒080-0010

帯広市大通南8丁目1-1 太平洋興発ビル1階
株式会社新生 飲食業経営継続支援金係

I 支援金の概要

1 給付の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に大きな影響を受けた飲食業に対して、臨時的に支援金を給付し、事業継続の一助とする。

II 給付要件

本支援金の給付対象は、次の全ての要件を満たす店舗を経営している方とします。

- 1 令和3年1月1日時点で、法人にあっては帯広市内に本店があり、個人事業者にあっては帯広市の住民であること（帯広市内に住民票があること）
- 2 日本標準産業分類の大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち、中分類76（飲食店）又は77（持ち帰り・配達飲食サービス業）に該当している店舗
- 3 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得している店舗
- 4 令和2年12月31日までに開店している店舗
- 5 令和2年11月から令和3年2月までの期間の任意の月の売上が、前年同月と比して100分の30以上減少している店舗（令和2年2月1日以降に開店又は創業した店舗は、次ページ「新規開店特例」の説明をご覧ください。）
- 6 北海道スタイルを実践している店舗
- 7 今後も事業を継続する意思がある店舗

III 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 帯広市ホームページ（URL）

<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/covid19/jigyonusi/1008332.html>

※申請書類等をダウンロードできます。

(2) 帯広市役所 1階総合案内又は7階

(3) 十勝総合振興局、帯広商工会議所、北海道中小企業家同友会とかち支部、北海道中小企業団体中央会十勝支部、帯広民主商工会、帯広市商店街振興組合連合会、帯広観光コンベンション協会、帯広観光社交組合



2 申請書類等の提出

3ページに記載の申請書類を提出してください。

※申請書兼誓約書の「3 店舗情報」について、店舗が複数あり記入欄が足りない場合は、適宜コピーをしてご対応ください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

3 申請受付期間及び申請方法

(1) 申請受付期間

令和3年4月1日（木）から同年5月31日（月）まで（当日消印有効）

(2) 申請方法

申請書類を次の宛先に郵送してください。

(宛先) 〒080-0010 帯広市大通南8丁目1-1 太平洋興発ビル1階

株式会社新生 飲食業経営継続支援金係

※封筒に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

4 給付の決定

申請書類を受理した後、内容を審査の上、Ⅱ 給付要件に該当すると認められる場合に支援金を給付します。給付は審査が完了したのから順次進めていく予定です。

5 通知等

支援金給付の可否について決定した後、通知を送付します。

※申請書送付から2週間程度経過しても通知が無い場合は、コールセンター(TEL: 0155-67-0027)にご連絡ください。

IV その他

1 本支援金給付の決定後、給付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。

2 本支援金給付事務を円滑・適正に進めるため、必要に応じて、帯広市から申請者に確認又は報告を求めることがあります。

《新規開店特例について》

【区分①】 令和2年2月1日から令和2年9月30日までに開店した店舗 (例: 令和2年2月開店の店舗)

R2										R3			
【売上比較期間】										【対象期間】			
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	開店	50	50	50	50	50	100	50	50	80	80	80	30

↓
約97万円 (100/31×30)

↓
約32万円 (30/28×30)

給付対象判定: R2.11からR3.2までの任意の月の売上を30日換算した額が、
売上比較期間の任意の月の売上を30日換算した額より30%以上減少
注) 30日換算「売上÷その月の日数×30日」

【区分②】 令和2年10月1日から令和2年12月31日までに開店した店舗 (例: 令和2年11月開店の店舗)

R2		R3	
【対象期間】			
11月	12月	1月	2月
開店	50	40	30

↓
約48万円 (50/31×30)

↓
約32万円 (30/28×30)

給付対象判定: 開店の翌々月からR3.2までの期間の任意の月の売上(a)を30日換算した額が、
開店月の翌月から上記の月(a)の前月までの任意の月の売上(b)を30日換算した額より30%以上減少
例) 11月開店の場合、(a)はR3.1、その時(b)はR2.12
もしくは
(a)はR3.2、その時(b)はR2.12又はR3.1

申請書類チェックリスト

- 帯広市飲食業経営継続支援金申請書兼誓約書（様式第1号）
- （申請する店舗分）飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し（適正な有効期限内かつ帯広市支援金の申請者名と同一の営業者名の許可証に限る）
- 申請する店舗分の該当月の売上が分かる資料
- 申請時点の店舗の外観及び内観が分かる資料
 - 飲食店のホームページや店舗名が分かる写真など
- 振込希望口座の通帳の写し（通帳のオモテ面、通帳を開いた1～2ページ目）
 - 振込口座の確認のため、銀行名・店番号・支店名・口座種別・口座番号が分かる通帳の写しを添付してください。法人は法人口座、個人事業主は事業用口座か、代表者の個人口座への振り込みとなります。別口座への振込を希望する場合は委任状が必要となるため、別途ご相談ください。
- （法人の場合）商業登記簿謄本のうち履歴事項全部証明書又は法人設立届出書
- （個人事業主の場合）本人確認書類
 - 運転免許証、パスポート、保険証等（写しで可）
※個人情報を多く含みますので、マイナンバーカードの提出はお控えください。
- （個人事業主で創業後間もない場合）個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書
 - 令和3年2月1日までに税務署等に提出されたものに限り
(※)「個人事業の開業・廃業等届出書」及び「事業開始等申告書」は、税務署等の受付印があるものを添付してください。（写しで可）

※申請は一回に限ります。

（申請漏れ等があった場合でも、二回目以降の申請は受け付けられませんのでご注意ください。）

※提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承願います。